

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

中間評価報告書

平成 30 年 3 月 19 日

国立研究開発法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 運営評価委員会

目次

1. 評価の概要	1
1-1. 評価対象	1
1-2. 評価の目的	1
1-3. 評価方法	1
1-4. 評価者	2
2. 領域の概要	3
3. 評価結果	4
3-1. 評価結果の概要	4
3-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）	5
3-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿	5
3-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法	6
3-2-3. 成果の社会への影響（中・長期的な構想）	7
3-3. 領域の運営・活動状況（プロセス）	8
3-4. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）	11
3-5. RISTEX への提案等	14
検討経緯	15
戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則（抜粋） ...	16
事業に係る評価実施に関する規則	18

1. 評価の概要

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域（以下、本領域）は、平成 27 年度に開始され、平成 32 年度終了を予定する社会技術研究開発センター（以下、RISTEX）の研究開発領域である。

RISTEX 運営評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 49 号）」に基づき、本領域の中間評価を実施した。

1-1. 評価対象

研究開発領域	安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築
領域総括	山田 肇 東洋大学名誉教授／NPO 法人情報通信政策フォーラム理事長

1-2. 評価の目的

本領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価方法

以下の視点から、本領域が作成した活動報告書（中間評価用資料）の査読と、領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答及び運営評価委員による総合討論を基に評価を実施した。

- (1) 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）
 - (1-1) 対象とする問題と目指す社会の姿
 - (1-2) 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法
 - (1-3) 成果の社会への影響
- (2) 領域の運営・活動状況（プロセス）
- (3) 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）
- (4) RISTEX への提案等

1-4. 評価者

本評価は、RISTEX 運営評価委員会が実施した。構成員は以下の通りである。なお、評価対象となる研究開発領域の利害関係者は存在しない。

氏名	所属・役職（平成 30 年 3 月 19 日現在）
安梅 勅江	筑波大学 教授
神尾 陽子	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 部長
神里 達博	千葉大学 教授
木村 陽子	奈良県立大学 理事
○鈴木 達治郎	長崎大学 教授
林 隆之	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 教授
本多 史朗	公益財団法人トヨタ財団 プログラムオフィサー
結城 章夫	山形県産業技術振興機構 理事長

○：委員長

2. 領域の概要

文部科学省からの通知によって以下に概要を示す領域が設置された。

近年、犯罪の認知件数は減っているが、家庭や職場、学校などにおいて継続的な暴力を受けるケースや、サイバー空間での関係性に由来する事件やいじめが顕在化し、安全・安心上の新たな問題となっている。また、転倒や溺死などの家庭内事故が増加するなど、外部から発見・介入しづらい「私的な空間・関係性」における問題が顕在化している。こうした問題が顕在化する背景には、世帯の小規模化や高齢化、地域社会からの個人の孤立、インターネットやソーシャルメディアの普及・拡大などの社会構造的な変化と、その変化によってもたらされる「親密圏」と「公共圏」の変容に、法制度・公的組織、家庭・地域社会による予防や支援機能が対応しきれなくなっていることがある。

従来、親密圏については自助、自治に任せるものであるとの考えもあるが、国民の関心や人権意識の高まりもあり、多様なレベルでの社会的な支援や介入が徐々に広がりつつある。センサーやロボットなどの科学技術を使い、親密圏での加害・被害またはそれに繋がるリスクの早期発見や要因解消に貢献する研究開発も求められてきた。社会的な支援という側面からも親密圏と公共圏の関係性は変容しているが、一方に、社会的な支援を届けようにも制度が壁となる場合もある。さらに、望ましい超サイバー社会の実現に向けた変革やサイバー空間と実空間の一体化による変化が進んでいる。こうした流れは、私的な空間・関係性やプライバシー概念の変化に大きく関連すると同時に、技術的な側面からは、ビッグデータ解析技術を用いることなどにより、事件・事故などの予見・発見を容易にすることが期待される。

そこで本研究開発領域では、公と私が協力して、発見・介入しづらい空間・関係性における危害・事故を発見し、低減・予防（予見・介入・アフターケア）できる仕組みづくりやその活動に資する制度と技術の提示に貢献する研究開発を推進する。本領域における具体的な目標は以下のとおりである。

- (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の低減・予防（予見、介入、アフターケア）に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
- (B) これらの成果をもとに、発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
- (C) 提示する取り組みや施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。

3. 評価結果

3-1. 評価結果の概要

対象とする問題の現在の状況、領域の社会的位置づけ、意図する社会変化など、具体的かつ明瞭に書かれており、課題の設定と解決に至る筋道は、現在の社会情勢を踏まえてよく考えられた適切なものである。RISTEXの運営方針とも整合性が高く、全体を通じて「社会実装」が強く意識されている。

領域目標のもとに、3つの研究テーマと4つのリサーチクエスト（以下、RQ）が明確にされている。RQをプロジェクト（以下、PJ）間共通の研究課題と捉えれば、RQに即して領域の成果が社会実装されるまでのストーリーが考えられており、RQごとに中・長期目標が示され、中・長期的な社会への影響も領域として俯瞰的な展望をもって取り組まれている。RQという表現には違和感はあるが、採択したPJ群をふまえて「PJ間共通の研究課題」を設定しようと努力したものであり、このことは評価できる。

ただし、RQとされている研究課題と、領域目標・研究開発テーマ・各PJとの関係、RQ1~4の相互関係など、全体の構造と位置づけを、より明確にすることを期待する。また、類似の取り組みとの関連性・違いの明確化や、目指す社会のイメージと、RQの中・長期目標の間に感じられるギャップを埋めるための検討が望まれる。

活動計画は妥当であり、領域運営やステークホルダーの巻き込みなどは適切に進められている。PJ公募方式を、研究課題に対応して年ごとに変更するなど、ポートフォリオについて十分配慮されている。また、PJマネジメントについては領域全体で目標や成果を共有できるように丁寧に取り組まれており、領域運営は高い水準であると評価される。アウトリーチに関しては、ウェブサイトやパンフレットはメッセージ性が高く、特に優れている。活動報告書で述べられているとおり、今後は、領域の成果を外部に発信するアウトリーチ活動を更に強化してもらいたい。

アウトカムの創出状況と見込みでは、個々のPJの成果や社会実装の見通しについての分析や説明はまだ少ないが、各PJは社会実装を目標としてステークホルダーと連携した取り組みを行っているようであり、領域としてのマネジメントは適切に行われていると考えられる。特に、個人情報活用の活用については着実に進捗していると考えられ、主務官庁の関係者への働きかけなどは、注目に値するという意見が複数の評価委員から挙げられた。法律改正に必要なステークホルダーは多様であり、さらなる巻き込みが必要と考える。領域目標の達成のために、今後もPJ横断的な具体的課題に取り組むなど、引き続き領域総括のリーダーシップを期待する。

3-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）

3-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿

（活動報告書の要約）

児童虐待、ストーカー、配偶者からの暴力事案（以下、DV）の認知件数が増加傾向にあることに加え、特殊詐欺の被害額が高水準で推移する傾向がみられる。さらに、サイバー空間での関係性に由来する事件やいじめは、被害者数が増加傾向にあり、これらは、主として「私的な空間・関係性」において生じている。「私的な空間・関係性」での危害への、社会的な介入・支援に対する国民の意識は高まっているが、種々の取り組みは、事象ごとの縦割りを基本として動いており、多機関・多職種連携が社会に広く普及・定着する仕組みには至っていない。また、「私的な空間・関係性」における問題は、プライバシーの問題として外部から発見・介入しづらく、積極的に関与しにくいという根幹的な問題が依然として解消していない。こうした問題意識のもと、本領域は当事者への配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出をとおり、「私的な空間・関係性」に閉じこもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組み、すなわち「新しい公／私空間」ができることで、多くの人々が安全に暮らすことができる社会の姿を目指している。

（評価）

対象とする問題の現在の状況、領域の社会的位置づけ、意図する社会変化など、具体的かつ明瞭に書かれており、課題の設定と解決に至る筋道は、現在の社会情勢を踏まえてよく考えられた適切なものである。領域が作成したパンフレットの中の3つの意図する「社会の姿」はわかりやすく、今後の活動の大きな柱となると考えられる。これまでの類似の取り組みのサーベイが一定程度行われており、問題の状況・要因の基本的な分析はなされていると認められる。

取り組むべき対象として「私的な空間・関係性」において生じている様々な問題を設定し、これに対して横断的な視点から解決する方法論を創出するなど、本領域が設定した視点は、これまでの個々の課題を対象とした施策とは異なり、「孤立する人や緊密な関係性のみ閉じこもりがちな人の社会への包摂」という共通のアプローチから研究開発を行うものである。この点で、本領域の意義は明確にされていると考えられる。

意図する社会変化については、公と私の中間に位置する「新しい公／私空間」が果たす役割や機能等に問題解決の糸口があると明確に述べており、問題解決の焦点は絞られている。目指す社会像は、「私的な空間・関係性」に閉じ

こもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組みを実現し、安全に暮らせる社会を作るということで明示されており、概念としても説得力が高い。

ただし、領域の対象とする各分野では多くの研究や実践がなされてきており、本領域の目指す社会の姿と成果、類似の取り組みとの関連性や違い、本領域のもたらずアウトカムの独自性を、もっと明確にすることを期待する。それらを踏まえて、限られた時間内で何を達成するかというエンドポイント、例えば、個人情報保護法の改正なのかその運用なのか、ガイドラインや方法論の確立なのか、などについて具体化が望まれる。

3-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法

(活動報告書の要約)

領域目標および研究開発テーマのバランスに留意して、13の研究開発PJを採択した。領域開始時に、領域の活動が社会にどのように影響を及ぼすかについて、アクティビティ、アウトプット、アウトカムの関係を、そして後にアクティビティと領域目標との関係を整理した。領域マネジメントは、募集選考や採択後のPJマネジメントの過程で全PJを俯瞰し、領域として取り組むべき課題を焦点化・構造化してきた。そこで、PJを横断して存在する領域全体の課題を4つのRQとして設定し、それぞれのRQに対して、短期的な目標、目標達成のための方法、および主な担い手を明確化している。RQ1は個人情報をより活用する社会の実現を、RQ2は新たな手法により地域内公／私連携を実現して安全な社会を構築することを目指している。教育と成果の普及・展開に関わるRQ3とRQ4は、ともに制度・政策と新たな手法の両面に関係している。これらRQは領域目標をより具体的な領域活動レベルに落とし込んだものである。

(評価)

最初に、「RQ」という名称であるが、本来、RQは事前に設定されるものだが、本領域のRQは、PJを採択した後に設定したものであり、PJ間共通の研究課題と捉えられる。これは誤解がないように再考することが望ましいが、以降では、RQのまま論じる。

領域目標のもとに、3つの研究テーマと4つのRQが明確にされていることで、領域目標とその達成状況を明瞭に理解することができる。RISTEXの運営方針とも整合性が高く、全体を通じて「社会実装」が強く意識されている。

個々のPJが取り組む課題やテーマを踏まえつつ、さらに、領域を横断するRQを立て、それぞれに、短期目標、達成方法、担い手をイメージしている点は高く評価できる。領域目標とRQの関係を整理し、お互いのつながりを考え

ている点は優れている。RQを私的空間への公的介入・支援を実現するためのロジックの流れとして設定しており、それらが実現されることで目指す社会像が実現されるという構造が工夫されている。RQを基本に据えてストーリーを組み立て、アウトカムを評価するという領域運営の方法はユニークで新鮮である。このようなRQを軸にした領域運営の方法により成果が生み出されることを期待する。

ただし、RQの内容に関して、その内容にはかなりの差異が存在し、領域目標・研究開発テーマ・各PJとの関係、RQ1～4の相互関係など、RQの構造と位置づけにわかりにくい点があるので、より明確にされることを期待する。4つのRQのレベル感や目標達成方法の具体性など、RQ自体を研究の進展に応じて柔軟に見直してもらいたい。

3-2-3. 成果の社会への影響（中・長期的な構想）

（活動報告書の要約）

成果の社会的影響に関してはRQに即して想定している。RQ1では、個人情報保護の保護よりも、個人情報を活用した個人の保護を優先する社会の実現を目指し、RQ2では、公と私連携して、配慮が行き届いた適切な介入・支援を行う「間」の仕組みを構築することを目指している。RQ3では、自他の身体と心を傷つけることの意味を涵養し、社会全体が安全な暮らしへ向かうこと、RQ4では、主務官庁と国会など政策に関わるステークホルダー、地方公共団体、関連する職能団体や支援機関、メディア、さらには当事者等に適切に情報を提供し、理解を醸成していくことを目指している。これら相互に関連するRQの課題を解決していくことが、PJによる研究開発成果とともに、「私的な空間・関係性」に閉じこもる人の社会への包摂を進める社会技術、すなわち「間」の仕組みの創出に寄与する。成果は局地的に利用されるのではなく、地域性を踏まえたうえで全国に普及していくことによって社会全体の安全な暮らしが実現していく。

（評価）

RQに即して領域の成果が社会実装されるまでのストーリーが考えられている。RQごとに中・長期目標が示され、中・長期的な社会への影響も領域として俯瞰的な展望をもって取り組まれている。

ただし、「新しい公／私空間」である「間」が、私的な空間・関係性の中に閉じこもる人々を包摂することで安全に暮らせる社会を作る、という領域の中・長期目標すなわち目指す社会のイメージと、RQ1～4の中・長期目標の間にギャップが感じられる。領域目標の達成には社会側の意識変革が必要と考え

られる。“私的な空間・関係性の中に閉じこもる人々”が受益者であることは明確だが、包摂する側である社会・コミュニティーに問題の重要性が認識されて双方の関係性が整理されれば、より支援や介入がしやすくなる環境が醸成され、領域の中・長期目標と、RQの中・長期目標の間のギャップが埋まるのではないかと考える。また、成果の担い手・受け手については、PJと領域では差異が出てしまう可能性があり、これは社会実装との関係から今後も検討していく必要がある。

個人情報への扱いについての法制度の整備は、具体的で明確な目標設定であり、大変意欲的な取り組みである。しかし、法制度の改正にはその根拠を明確にする必要がある、その根拠となる研究PJの成果が明らかにされている必要がある。また、重要な問題であり、国民的議論が必要なため、個人情報を活用したい専門家と施策立案者のみの議論で世に問うことなく、一番のステークホルダーである当事者との丁寧な対話など、取り組みの方法について慎重に検討されたい。

3-3. 領域の運営・活動状況（プロセス）

（活動報告書の要約）

募集・選考に関わる取り組みでは、2年度目に、募集枠としての企画調査の廃止、評価シートの改良、マッピングによるポートフォリオ管理、査読者による全提案の俯瞰等の改善を、3年度目は、DVと高齢者問題のワークショップやサイバー空間に関するヒアリングなどの対応策を実施し、ポートフォリオをカバーするPJを採択した。ICTの利活用に関しては採択に至らなかったが、サイバー空間上のリスクを扱うPJを採択し、また、多くのPJでスマートフォン等のアプリケーションを用いる研究開発が行われている。企画調査は全8件を採択したが、総括面談で企画調査の意義等を伝えたためか、半年間の妥当な調査が設定され、多くはそこで明らかになった課題を克服してPJとして再提案された。その結果4件をPJとして採択した。

PJマネジメントに関しては、最終目標が社会実装であること、現場とともに研究開発を進めること、横断的視点をもって問題の解決にあたること、この3点をPJ推進の基本方針としPJに伝えてきた。社会実装の観点が十分でないPJとは意見交換を重ね、次年度計画書で具体的道筋を示すようにした。また、2016年度より中間達成目標を導入し、進捗アセスメントを行うようにした。領域とPJとの意見交換は、できる限りPJの本拠地で実施し、議論の内容を計画書と報告書に反映させている。また、PJ主催のイベント等に積極的に参加してPJの進捗やステークホルダーとの関係性を確認している。委託費

を必要に応じて追加配分をする等、可能な限り柔軟に対応している。領域アドバイザーから、PJ とのより踏み込んだ議論の必要性等が挙げられたことを受け、PJ のコアメンバー、総括、担当アドバイザー、領域担当で「戦略会議」の場を設けることとした。

PJ には、それぞれ 2 名の担当アドバイザーを配置しているが、担当 PJ 以外のサイトビジットに積極的に参加する等、領域全体で PJ をみている。担当アドバイザーの役割と立ち位置の不明瞭さや、アドバイザー間のコミュニケーション不足が指摘されたため、今後、改善を図る。

ステークホルダーの巻き込みに関して、2016 年度以降、成果の担い手・受け手の記載を求め、協力体制の構築状況を採択前にチェックした。実証フィールドが地方公共団体となる場合には正式な契約を締結するよう求め、複数の PJ が協定書を締結している。PJ 関係者を協力機関に常駐させる事例も出ている。NPO、セルフヘルプグループ、家族会等が実証フィールドや連携先となる場合には、連携が確立されていることを確認している。ステークホルダーの巻き込みに懸念がある PJ に対しては、自治体を PJ に紹介して打ち合わせの機会を設定する等、領域が積極的に関与している。シンポジウムに厚生労働省の審議官が参加する等、主務官庁へのアプローチに積極的な例もある。

PJ 間連携の促進のため、選考段階で、他 PJ との協力・連携関係、補完・支援関係の構築による成果の応用可能性や領域全体への貢献可能性を提案書の任意記載で求めている。採択直後のキックオフ・ミーティングには既存 PJ を含めることで横断的課題を共有し、領域が一体となって問題解決する意識を高めている。PJ 間連携企画に予算追加を行う等の連携を促す仕掛けを多数行っており、PJ の個人情報保護検討グループを発展させた個人情報研究会や仲 PJ と田村 PJ の連携は具体的なアウトプットを生む可能性が高い。

領域のアウトリーチ活動では、イベント参加者からの指摘をうけ、領域として「予防」を重要視していくことにするなど、外部の声を反映させている。個人情報の問題は、連載セミナーでの参加者からの現場の意見が参考となった。今後は成果の発信が肝要になることから、ステークホルダーの洗い出しとそこにアプローチする戦略を練りながら、イベントを設計する。領域ウェブサイトは、「助けての声をひろいあげたい」を統一的なキャッチコピーに、平易な言葉遣いで広く一般市民に到達するように改装し、あわせてパンフレットを作成した。今後は、ウェブサイト以外の手段も検討しながら、成果の展開に向けて外部発信を強化していく。

(評価)

活動計画は妥当であり、領域運営やステークホルダーの巻き込みなどが適切に進められている。PJ 公募方式を、研究課題に対応して年ごとに変更するなど、ポートフォリオについて十分配慮されている。また、領域全体で目標や成果を共有できるように丁寧に取り組みされており、領域運営は高い水準であると評価される。

募集・選考プロセスについては、見直しを継続的に行っており、全提案の要旨読み合わせ、評価シートの改良、ポートフォリオ管理の導入、必要テーマの提案を促すためのワークショップ等、苦労を重ねながらも領域のポートフォリオの適正化を目指した様々な工夫がなされている。PJ が採択候補となった段階で総括面談を実施し、領域の基本方針を明確に PJ 側に伝え、必要な指導をしているなど、領域総括のリーダーシップが発揮されている。

採択後に、新たに PJ メンバーとアドバイザーらによる「戦略会議」の場を設けるなど、領域としてのマネジメントの改善が継続して行われている。2年半の間に、計25回の領域会議を開催していることや、数多くのサイトビジットを実施していることは、丁寧な領域運営の努力として高く評価したい。各PJへの予算配分に個別に丁寧な対応がなされている。PJ・ポートフォリオは、直観的に分かりやすく適切である。

ステークホルダーの巻き込みに懸念が見られるPJについては、領域が話し合いに参加するなど、他のプログラムにはない丁寧な運営がなされるなど、マネジメントが優れているといえる。地方公共団体などのステークホルダーとの連携を促していることは、RISTEXの方針に沿っている。PJ間連携の促進は、領域としての目標実現には重要な取り組みである。ただし、ポートフォリオ管理や戦略会議などが行われていることを前提とすれば、実施者がPJ間連携に対して慎重になるケースで無理に進める必要はないと考えられるので、実施者の意向に留意願いたい。

アウトリーチ活動に関しては、ウェブサイトやパンフレットはメッセージ性が高く、特に優れている。活動報告書で述べられているとおり、今後は、領域の成果を外部に発信するアウトリーチ活動を更に強化することを期待するが、その際、この領域が取り組む、血縁や地縁社会の弱体化を背景にして、浮き上がってきた「私的な空間・関係性」の中で生じる問題は、メディア関係者が強い関心をもつテーマと考えられるので、積極的なアプローチを期待する。

一方で、RQが各PJとどう関係するのか、また、パンフレットに示された「様々な問題を抱え孤立しがちな人びとを地域社会で支える」、「周囲に語り

にくい・自覚しづらい問題への気づきを高める」、「家庭や親密な関係の中で起きる危害の予防や早期発見・介入をする」という3つにPJを分ける際の整理、RQ、当初の領域の目標、といった様々な尺度・目標・問いがあるが、それらの関係性などについて、より明瞭にすることが必要と考える。ICTの利活用を前面に出したPJの採択には至らなかったとのことだが、無理に採択しなかったことは、むしろ評価したい。

ステークホルダーの巻き込みに懸念が見られるPJについて、他のプログラムにはない丁寧な運営がなされている。しかし、このケースは、当初予定されていた計画が予想外の理由で進行できない事例となる可能性があり、その場合には、領域が参加することで計画自体の再検討が必要になるものと考えられる。なぜ予定通りのステークホルダーの巻き込みが進まないのか、そこに普遍的な社会実装の問題が潜む可能性があるため、是非、深掘りしてもらいたい。

3-4. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）

（活動報告書の要約）

4つのRQを具体化したことが中間期までの1つの成果である。RQ1では、多くの事象で判断能力が不足した人の支援に必要な個人情報の第三者提供に関する同意取得について、法的に手当てされていないことが明らかとなり、PJ横断的に検討することにした。主務官庁の関係者との議論を開始しており、法制化に向けた取り組みを強化していく。RQ2では、当事者や関係者が心を開いて問題解決に取り組む「えんたく」の仕組みを開発し、領域内に展開しつつある。また、児童虐待事案に対して検察・児童相談所、警察の連携を促進する研究開発を行っており、多専門連携型の司法面接研修の知見等は実践現場で活用されつつある。RQ3では、ネットリスクを軽減する教材や性暴力についての教育と対応に関する教材等、初等中等教育に提供する情報と素材の研究開発を進めている。高齢者の詐欺被害を予防する社会教育の手法や、子どもの養育や虐待に関わる対人援助職向けのツールの開発も進めている。リスク評価の活用、対人援助職の教育強化の方法も検討している最中である。RQ4では、3つのPJで地方公共団体と協定書を締結し、協力して実証実験を行う体制が確立している。協力関係が円滑化され、成果を定量的・定性的に把握できるようになり、根拠に基づく成果をもとに、全国への普及・展開につなげる可能性が生まれている。フィールド内に工業地帯、住宅地、近郊農業地域等を含むPJや、特性の異なる二地域で研究開発しているPJがあり、これらは地域性を踏まえた全国への普及・展開に資するものである。自治体の壁の突破、有効性・効率

性の証明等が具体的課題として浮上したため、各 PJ には実証実験の定量評価や、評価指標や評価手法の開発を合わせて行うことを求めている。

PJ の評価に関しては、2016・2017 年度採択 PJ に対して独自に中間達成目標を設定し、進捗アセスメントを行うことで PJ の最適化を図っている。2015 年度採択 PJ は、意見交換会等を実施して最適化に努めた。残り 1 年を切った時点で戦略会議を実施して領域目標に貢献しうる活動成果を生み出すようマネジメントしている。残り期間で取り組むべき課題として、新たに共通的な RQ を抽出し、解決策を見出していきたい。また、各所掌の主務官庁や地方公共団体と協力関係を深めることが共通課題であるため、これを加速するアクションを進めたい。

(評価)

アウトカムの創出状況と見込みが、RQ に即してよく検討されている。個人情報活用の活用を目指す RQ1 では、プロジェクトを横断した研究会が組織されるなど、個人情報の活用については着実に進捗していると考えられる。主務官庁の関係者への働きかけなどは、注目に値するという意見が複数の評価委員から挙げられた。

地域内公／私連携を目指す RQ2 では、「えんたく」の仕組みの開発が行われており、これからの進展が期待される。人権教育と対人援助組織の能力強化を目指す RQ3 では、初等中等教育に提供する情報と素材の開発、対人援助職向けツールの開発等が進められるとともに、領域横断的な課題の検討が進められている。成果の普及・展開を目指す RQ4 においては、足立区及び川崎市などとの間で協定書が結ばれ、プロトタイプの実証実験を行う体制が整えられた。自治体間の壁の突破、有効性・効率性の証明等が、今後の具体的な課題として意識されている。しかし、成果の普及・展開においては、様々な困難に直面することが予想されるので、領域の総力を挙げて取り組んでもらいたい。

PJ 評価は未実施の段階であるため、PJ の成果がどの程度うまれ、社会実装に結びつきそうかという分析や説明はまだ少ない。ただ、各 PJ は社会実装を目標として、ステークホルダーと連携した取り組みを行っているようであり、領域としてのマネジメントは適切に行われていると考えられる。今後、個々の PJ 成果と領域の成果の関連について明確化し、失敗した PJ の教訓も重要なので、知見として残すことを期待する。また、PJ 成果が出たときに、他地域、他社会課題への横展開に期待するので、そのために、成果を確実に出し、インパクトを拡大する方策を検討してもらいたい。領域目標の達成のためには、各 PJ において、PJ 横断的な具体的課題に取り組むことが鍵となり、引き続き領

域総括のリーダーシップが期待される。ただし、挑戦的で成果創出が困難な課題もあることを念頭にマネジメントを進めてもらい、挑戦的な課題が過度に否定的な評価をされないよう留意してもらいたい。また、成果については、学術的な意味での新しさだけでなく、社会技術としての新しさがあれば良いが、それがどういうレベルで新しいのか明確にしつつ、評価されることを期待する。

活動報告書で述べられているように、RQ1の進捗ほどには、他のRQが進んでいないことが懸念される。対人支援のスキルや取り組み体制などは、既に蓄積がかなりあると考えられるので、それらのサーベイから入るのが良いのではないか。また、RQ4の対行政機関の成果の普及・展開は難易度の高い問題なので、早めに突破口を切り開くPJを見つけ、グッド・プラクティスとして領域内部で共有することが望まれる。地方自治体への対応については、領域の役割がプロトタイプの提示であることを前提に、社会実装と研究開発のバランスを考慮して取り組んでももらいたい。

3-5. RISTEX への提案等

(活動報告書の要約)

研究開発から切れ目なく PJ の実装活動を支援できる手当が必要であると
思料される。実装段階にある PJ や自律的実装の可能性の高い PJ の延長のスキームについて、「PJ 成果（プロトタイプ）の社会実装支援（仮）」として
現在要綱を整理中である。RISTEX として本取り組みを認めてスキームの整備
にご協力願いたい。また、これを契機に、RISTEX として実装支援に向けた制度のさらなる整備の検討が進むことを期待する。

(評価)

本領域は、RQ という形で領域の共通テーマを立て、それを PJ に意識させる
という手法により、PJ の個別テーマを踏まえつつ、さらに領域として目標
を達成する方法を創出した。その他に、他領域の先行的取り組みを参考にする
などしており、RISTEX 型のマネジメントの形が深化してきていると考えられる。
特に領域単位での取り組みや領域レベルのアウトカム整理が手厚く行われて
いるため、その有効性を確認し、他領域に広げていくのが望ましい。また、
RISTEX 内部において知見を共有し、外部に対して発信することを期待する。
領域レベルでの共通的研究開発課題を中間評価段階までに設定することを領域
に求める方法を検討されたい。

各領域や各 PJ 間の交流をサポートする人員や、成果や知見を継続的なアセ
ットとして整理していく人員を RISTEX で維持すべきと考える。領域間連携と
成果の統合発展の可能性を検討する企画があることが望ましいのではないかと
思う。一方、RISTEX の特徴である「文理協働」については、「文理分担」型の専門
主義に陥りやすいので、その点の領域設定や運営について、注意が必要と考え
られる。

「社会実装」と「研究開発」のバランスについては、今後も検討していく必
要がある。本領域は、「社会実装」を強く意識した運営となっており、一定の
成果が期待されるが、研究開発としての成果をどれだけ求めるかについて、領
域と十分な対話が必要と考える。また、本領域では、プロトタイプを社会実装
へと進めていくための「PJ 成果（プロトタイプ）の社会実装支援（仮）」を
制度化すべきと提言している。そして、そのプログラムの要綱案が提案されて
いる。前向きで積極的な提案であり、是非検討してもらいたい。

検討経緯

平成 29 年 12 月 22 日	領域より活動報告書の提出
平成 29 年 12 月 25 日 ～平成 30 年 1 月 17 日	活動報告書の査読
平成 30 年 1 月 24 日	第 16 回運営評価委員会 ・領域総括によるプレゼンテーション、質疑応答 ・総合討論
平成 30 年 2 月 21 日	第 17 回運営評価委員会 ・中間評価報告書(案)の審議
平成 30 年 2 月 26 日 ～3 月 19 日	領域による中間評価報告書(案)の事実確認・修正

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則 (抜粋)

(平成 17 年 7 月 8 日平成 17 年規則第 70 号)

平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 49 号

(評価方法等)

第 46 条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則(平成 15 年達第 44 号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第 47 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第 48 条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第 49 条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第 50 条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第 2 節 研究開発領域に係る評価

第 1 款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第 51 条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(2) 中間評価

研究開発領域の期間が 5 年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4 年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(中間評価)

第 53 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

事業に係る評価実施に関する規則

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年達第 44 号)
 改正 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)における評価実施に関して、その具体的な方法を定めることを目的とする。

(評価の進め方)

第 2 条 評価は、次の各号に定める進め方により行う。

(1) 国が機構に提示した中長期目標の達成状況を把握し、業績に係る説明責任を果たすため、機構が実施する事業について厳正な評価を実施するとともに、評価を通じて重点的かつ効率的な予算及び人材等の資源配分を実現し、事業の適切な実施及び改善を図ることを目的とすること。

(2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成 14 年 6 月 20 日文部科学大臣決定)を踏まえ、機構の実施する事業運営面を対象とした評価(以下「機関評価」という。)及び研究開発実施事業の個々の研究開発課題を対象とした評価(以下「課題評価」という。)を行い、これらを有機的に連携させること。さらに、機関評価は、研究開発施策の評価の観点も含めて実施すること。ただし、機構が直接雇用する研究者等の業績評価については別に定める。

(機関評価)

第 3 条 機関評価の目的等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

機関評価は、機構が運営する事業及び機構全般にわたる評価を行い、中長期計画の達成状況を明らかにするとともに、運営上の改善事項を抽出すること等によってより効果的な事業運営を図ることを目的として実施するものとし、その結果は文部科学省に提出するものとする。

(2) 実施方法

ア 機関評価は、機構の実施する個々の事業それぞれについての実施状況・業務実績を明らかにするとともに、これらの結果を踏まえて機構の運営全般についての総合評価を行うことにより実施するものとする。

なお、成果のみならず、業務の過程も評価の対象とするものとする。

イ 機関評価は、機構が主体となって実施する自己評価により行う。

ウ 機関評価は、毎年度実施するものとする。

(3) 評価の視点

機関評価は、次に定める視点より実施するものとする。

- ア 業務運営の効率化に関する事項
- イ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ウ 財務内容の改善に関する事項
- エ その他必要な事項

(4) 自己評価委員会の設置

- ア 第1号の目的を達するため、理事長は自己評価委員会を置く。
- イ 理事長は、評価委員会の設置及び運営に必要な事項を別に定める。
- ウ 機関評価の実施に当たっては、外部有識者や機構事業のユーザ等の意見を収集してそれを把握し、評価に反映させることに留意するものとする。

(5) 機関評価関連業務実施体制

機関評価に必要な業務は、経営企画部が関係各部室の協力を得て実施する。

(課題評価)

第4条 課題評価の対象等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 課題評価の対象

理事長は、課題評価の対象となる事業を別に定める。

(2) 課題評価の方法等

理事長は、前号に基づき定められた事業の課題評価の方法等に関し、次の事項について別に定める。

- ア 評価目的
- イ 評価時期
- ウ 評価の項目及び基準
- エ 評価者
- オ 評価手続き

(3) 課題評価関連業務実施体制

課題評価に必要な業務は、対象となる事業を担当する部室において実施する。

(被評価者への周知等)

第5条 被評価者への周知等の取扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 評価の目的及び方法を、被評価者に対し予め周知するものとする。
- (2) 評価結果について、理由を付して被評価者に開示するものとする。

(評価結果の取扱い)

第6条 評価結果の取扱いについては次の各号に定めるとおりとする。

(1) 評価結果の適切な活用

理事長は、機関評価の結果については機構の事業運営の改善や新しい事業の企画立案に、課題評価の結果についてはそれぞれの事業の運営及び機関評価に適切に反映するなど事業に係る評価結果の活用に努め、機構がより優れた成果を上げることによって、科学技術の振興にさらに一層の貢献をするよう最善の努力を払うものとする。

(2) 評価結果等の公開

評価結果及びその反映状況は、インターネットなどを利用し、できる限り国民に分かりやすい形でとりまとめて公開することを原則とする。なお、その際、評価に携わった評価者の氏名や、具体的な評価項目及び評価手続き等についても、併せて公開するものとする。

(配慮事項)

第7条 評価の実施等に当たっては、次の各号に定める点に配慮するものとする。

- (1) 評価項目全体を平均的に判断するばかりでなく、優れた点を積極的に取り上げ、また、失敗も含めた計画外の事象から得られる知見や研究者の意欲、発展可能性等にも配慮すること。
- (2) 量的な評価のみに陥ることなく事業の質を重視する。また、事業の特性に応じた数量的な情報・データ等を評価の参考資料とすること。更に、科学的かつ技術的観点からの評価は世界的水準を評価基準とし、社会的・経済的観点からの評価についても考慮すること。
- (3) 基礎研究の成果は、長い時間をかけて様々な形で社会に還元されていくという性格も有するため、短期間の絶対評価は困難であり、開拓的、挑戦的な研究の芽が摘み取れることのないようにすること。
- (4) 評価対象が広範に及び、必要な作業も多岐にわたるため、評価に伴う作業を適切に処理し、評価における過度な負担を回避し、公正さと透明性を確保しつつ、効果的な評価が実施されるようにすること。
- (5) 個人情報、企業秘密及び研究に係る未公表のアイデアの保護、知的財産権の取得等に支障の生じないようにするとともに、必要に応じて、評価者に守秘を求めること。
- (6) 過去に行われた評価を踏まえて評価を行う必要がある場合は、その評価を行った者を評価者に含めるなど、評価の考え方の継承に努め、継続性を確保すること。

(評価方法の見直し等)

第8条 科学技術の急速な進展並びに社会及び経済情勢の変化等に応じて、評価項目、基準等を直すとともに、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努めるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定める事項の他、この規則の施行に関し必要な事項については、理事長がこれを定める。